

令和7年度『埼玉県高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修・実践研修）』

開催要領

本研修は、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」（令和6年2月19日付け厚生労働省障
障発 0219第1号・障精発0219第1号）に基づき実施するものであり、令和6年度
障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」
及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

注：実際に加算を算定すべき施設基準については、「厚生労働大臣が定める施設基準並び
にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚
生労働省告示第551号）」をご確認ください。

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機
能障害の障害特性に応じた支援を実施できるとともに、他の従事者等に対して支援方法を
伝達できる障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

3 受講対象者

当該加算を算定できる見込みがある、埼玉県内の障害福祉サービス等事業所（生活介護、
施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、
就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援）に従事する職員で、基礎研修・実践研
修の全てのカリキュラムを受講できる方とします。

4 日程及び会場

【基礎研修】

事前学習 (WEB 形式)	日時	令和7年9月24日（水）～10月7日（火）
	実施方法	オンデマンド配信（YouTubeによる限定公開） ※受講後アンケートの提出後、受理の連絡をもって受講確認とし ます。アンケートの回答が簡易な内容の場合、受講確認不可と して会場での研修参加を認めない場合があります。
	アンケート受付 期間・提出方法	令和7年9月24日（水）～10月7日（火） ※埼玉県電子申請・届出サービス上にて受付
	※事前学習の詳細については、受講決定通知にてご連絡いたします。	

研修当日 (対面形式)	日時	1日目：令和7年10月16日（木）10：00～16：30
		2日目：令和7年10月17日（金）10：00～16：30
	会場	埼玉県発達障害総合支援センター 研修室 (さいたま市中央区新都心1-2小児医療センター南玄関3階)
	留意事項	【基礎研修】事前学習の受講を完了した方が受講対象となります。

【実践研修】

事前学習 (WEB 形式)	日時	令和7年10月17日（金）～10月28日（火）
	実施方法	オンデマンド配信（YouTubeによる限定公開） ※受講後アンケートの提出後、受理の連絡をもって受講確認とします。アンケートの回答が簡易な内容の場合、受講確認不可として会場での研修参加を認めない場合があります。
	アンケート受付 期間・提出方法	令和7年10月17日（金）～10月28日（火） ※埼玉県電子申請・届出サービス上にて受付
	留意事項	【基礎研修】演習の受講を完了した方が受講対象となります。
研修当日 (対面形式)	日時	1日目：令和7年11月5日（水）10：00～17：00
		2日目：令和7年11月6日（木）10：00～17：00
	会場	埼玉県発達障害総合支援センター 研修室 (さいたま市中央区新都心1-2小児医療センター南玄関3階)
	留意事項	【実践研修】事前学習の受講を完了した方が受講対象となります。

5 研修内容 別紙カリキュラムのとおり

6 定員 80名程度

7 受講料 無料（通信費、交通費等は受講者負担）

8 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにて申込とします。以下の URL もしくは、QR コードよりお申込ください。

申込 URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99799



- ・ 申込期間は、令和7年7月29日（火）～令和7年8月29日（金）です。
- ・ 定員を超える申込があった場合は、申込時の情報を考慮したうえで受講者を決定します。
加算算定の見込み、支援状況・実績、地域性、事業所種別、次年度以降の研修協力の意向等を総合的に勘案して受講決定をします。
その場合は受講者を事業所で1名のみとさせていただくこともありますので、複数名の申込をされる際は受講の優先順位を付けてください。

9 受講者決定および通知

- ・ 受講者の決定は9月中旬頃までに行い、申込時のメールアドレスに受講の可否及び受講決定通知書を送付します。
- ・ 受講者決定の過程についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

10 修了証書

- ・ 基礎研修及び実践研修の全てを受講した者には、それぞれ修了証を交付します。

11 留意事項

- ・ 研修中の録画・録音・撮影、研修資料の複製・二次利用は禁止とさせていただきます。
- ・ 遅刻、早退、途中退席、並びに受講態度不良であった場合は原則として修了認定ができません。
- ・ 本研修受講申込者の申込情報については、研修以外の目的では使用しません。また、研修修了者名簿については、埼玉県障害者福祉推進課において管理し、各市町村等に情報提供する場合があります。
- ・ 受講申込時の情報に虚偽があることが判明した場合は、修了証書の交付後であっても、修了認定の取り消し等の措置を講じることがあります。
- ・ 本研修修了者が所属する事業所名等については、県のホームページ等での公表を予定しています。
- ・ 会場にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。駐車場はありませんのでご注意ください。
- ・ 研修資料については、事前学習資料はPDFデータの送付を行います。対面形式の研修では、紙の資料を事務局側で用意し当日配布させていただきます。（モノクロコピーとなりますので、予めご了承ください。）
- ・ 来年度以降の受講料は未定であり、有料となる可能性があります。

12 お問い合わせ先（研修事務局）

埼玉県障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 本庁舎 1 階

電話：048-830-3295 ファックス：048-830-4789

e-mail：a3310-04@pref.saitama.lg.jp